

平成30年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 教育委員会（小学校、中学校）
 小山田小学校、桜台小学校、三重西小学校、保々小学校、内部小学校、大谷台小学校、
 八郷小学校、川島小学校、桜小学校
 （内部小学校、大谷台小学校、八郷小学校、川島小学校、桜小学校は書面監査）
 三重平中学校、朝明中学校、楠中学校、桜中学校、西陵中学校、保々中学校
 （西陵中学校、保々中学校は書面監査）
- 3 監査実施期間 平成30年11月 2日から平成30年11月 7日まで
- 4 監査結果報告 平成31年 2月12日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【小学校】

(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	
ア 需用費の支出において、支払遅延。 【内部小学校】	【措置済】 平成30年11月 2日 請求書を受領次第、速やかに支払い処理を行うよう再徹底した。
イ 支出負担行為兼支出命令書において、検査検収日の記載誤り。 【桜小学校】	【措置済】 平成30年11月 2日 検査検収日の記載誤りについては、記載を訂正する内容の起案文書を作成し、決裁処理を行った。
(2) 備品等の管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	
ア 備品ラベルの貼付漏れ。 【八郷小学校】	【措置済】 平成30年11月 2日 直ちに貼付漏れの備品ラベルを作成し、貼付を行った。また、備品点検時には、備品の保管状況等を確認すると同時に、ラベルの貼付についても確認することを職員に周知徹底した。

<p>イ 寄贈品に係る現品と寄贈品台帳の照合結果を記録した文書の未作成。 【小山田小学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月29日 平成31年3月に寄贈品現品と寄贈品台帳の照合を行い、照合記録を作成した。</p>
<p>(3) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 起案文書において、修正液による字句訂正。 【八郷小学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 2日 修正液による字句訂正をしていた箇所について、二重線で字句を消し、訂正印を押す方法により訂正した。また、訂正する際は、修正液、砂消しゴムを使用せず、訂正印を用いることを職員に再度指導して徹底を図った。</p>
<p>イ 起案文書において、決裁日の記載漏れ。 【川島小学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 2日 決裁日の記載が漏れていた起案文書について、決裁日を記載した。今後は記載漏れが生じないように起案者が確認することを周知徹底した。</p>
<p>(4) 理科薬品の管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 毒物・劇物使用簿において、使用量の記載漏れ。 【桜台小学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 2日 記載漏れがあった毒物・劇物使用簿の薬品使用量を直ちに記載した。今後は、使用時にその都度記載するよう、職員へ周知徹底した。</p>
<p>イ 一般薬品の保管状況について、校長による年度末の点検時以外の抜き取り実査の未実施。 【内部小学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年12月19日 一般薬品の保管状況について、年度末以外の校長による抜き取り実査を平成30年12月に行った。</p>

【中学校】

<p>(1) 収入事務について 電柱とその支線が設置されている敷地の所有者が本市である場合には、電柱に係る使用料については徴収するが、支線に係る使用料については、徴収を免除することとなっている。それにもかかわらず、学校敷地に隣接する道路敷地に設置されている電柱と学校敷地に設置されているその支線について、電柱に係る使用料を道路関係課において徴収せず、支線に係る使用料を教育委員会の関係課において徴収していた事例が見受けられた。適切な事務処理を行うこと。 【桜中学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月 1日 道路敷地に設置されている電柱に付属する支線の使用料については徴収を免除し、電柱の使用料については道路関係課において徴収するよう手続が行われたことを確認した。</p>
---	---

<p>(2) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 需用費の支出において、支払遅延。 【朝明中学校】 【楠中学校】 【西陵中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 請求書を受領次第、迅速な財務処理を行い、支払い遅延のない適切な事務処理を行うことを再徹底した。</p>
<p>イ 原材料費で支出すべきものを需用費で支出。 【桜中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 今後は、予算執行において適切な費目から支出することを再確認した。</p>
<p>ウ 見積書において、日付の記載漏れ。 【桜中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 見積書の日付の記載漏れについて、見積日が記載された見積書の提出を受けた。今後は見積書受領時に、記載内容を確認することを再度徹底した。</p>
<p>エ 支出負担行為兼支出命令書において、検査検収日の記載誤り。 【桜中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 検査検収日の記載誤りについては、記載を訂正する内容の起案文書を作成し、決裁処理を行った。</p>
<p>オ 納品書において、砂消しゴムによる日付の訂正。 【楠中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 正しい日付が記載された納品書の提出を受けた。今後は納品書受領時には記載内容について確認し、適切な事務処理を行うことを徹底した。</p>
<p>(3) 財産管理について 土地に設置されている物（ホース格納箱）について、行政財産の目的外使用許可がなされていなかった。四日市市公有財産規則に基づき、不備のない適切な事務処理を行うこと。 【保々中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 防火ホース格納庫については、目的外使用許可の申請を提出してもらい、関係課において使用許可を受けた。学校は四日市市公有財産規則に基づいて台帳を確認し、適切な財産管理を行うことを改めて徹底した。</p>
<p>(4) 備品管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 備品の備品台帳への登載漏れ。 【朝明中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 登載が漏れていた備品については、取得経過を確認し、備品として台帳へ登載した。</p>
<p>イ 備品に係る現品と備品台帳の照合記録において、照合結果の記載漏れ。 【楠中学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月29日 指摘後、照合結果の記載漏れがあった備品については棄却済みであることを確認し、照合結果を記載した。年度末には漏れないようすべての備品を照合し、記録を残した。</p>

<p>ウ 寄贈品に係る現品と寄贈品台帳の照合結果を記録した文書の未作成。 【保々中学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月29日 平成31年3月に寄贈品現品と寄贈品台帳の照合を行い、照合記録を作成した。</p>
<p>(5) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 起案文書において、決裁日の記載漏れ。 【三重平中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 記載漏れがあった起案文書について、直ちに決裁日を記載した。今後は記載漏れが生じないように、起案者が確認することを周知徹底した。</p>
<p>イ 薬品使用簿において、鉛筆による記載。 【朝明中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 鉛筆により記載されていた箇所を改めてボールペンで記載した。薬品使用簿の記載においては、ボールペンを使用するよう改めて職員に周知した。</p>
<p>ウ 起案文書において、訂正印の押印漏れ。 【楠中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 訂正印の漏れていた起案文書について訂正印を押印した。今後は適切な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>(6) 理科薬品の管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 毒物及び劇物について、約1か月に1回行うべき、担当者による薬品の残量と使用簿との照合・確認の未実施。 【朝明中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 毒物及び劇物の管理について改めて確認し、担当者が薬品の残量と使用簿との照合を行うことを徹底し、1か月に1回、照合・確認を実施している。</p>
<p>イ 一般薬品の保管状況について、校長による年度末の点検時以外の抜き取り実査の未実施。 【西陵中学校】 【保々中学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年 1月23日 一般薬品の保管状況について、校長による抜き取り実査を西陵中学校においては平成30年10月に実施し、保々中学校においては平成31年1月に実施した。今後も年度末の点検時以外の抜き取り実査を行い、一般薬品の適切な管理を行っていく。</p>
<p>ウ 一般薬品の保管状況について、担当者が随時に行った薬品の残量と使用簿の照合・確認に係る記録の未保存。 【保々中学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年 1月23日 平成31年1月に実施した担当者による薬品の残量と使用簿の照合・確認に係る結果を使用簿に記録し保存した。今後も担当者が随時に行った照合・確認の結果について記録し保存していく。</p>
<p>エ 一般薬品使用簿報告記録において、報告年月日のうちの日付の記載漏れ。 【桜中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 一般薬品使用簿報告記録について、報告日など必要事項の記載を確実にし、適切な薬品管理を行うことを再度徹底した。</p>

平成30年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査対象 | 教育委員会（小学校、中学校）
小山田小学校、桜台小学校、三重西小学校、保々小学校、内部小学校、大谷台小学校、
八郷小学校、川島小学校、桜小学校
（内部小学校、大谷台小学校、八郷小学校、川島小学校、桜小学校は書面監査）
三重平中学校、朝明中学校、楠中学校、桜中学校、西陵中学校、保々中学校
（西陵中学校、保々中学校は書面監査） |
| 3 | 監査実施期間 | 平成30年11月 2日から平成30年11月 7日まで |
| 4 | 監査結果報告 | 平成31年 2月12日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【小学校】

小中共通（1）現金の管理について 集金で現金を受け取った場合は、即日、金融機関に入金し、学校において現金を保管しないようにすること。また、受領時には、複数の職員で確認するなど慎重に取り扱うよう再度徹底すること。【改善事項】	【措置済】 平成30年11月30日 集金等の現金受領は、複数の職員で確認して受領するとともに、即日金融機関に入金し、学校に現金を保管しないようにすることを再度徹底した。
小中共通（2）学校敷地の樹木等の管理について 学校敷地内には多くの樹木が植樹されており、教育委員会の関係課においてその剪定や伐採を定期的に行っているが、それで足りない部分については教職員や地域の方々などの協力により行われている。また、学校敷地内の除草作業も、教職員だけでなく保護者や地域の方々などの協力により行われているが、行き届いていない状況にあり、防犯対策上も課題が生じているところもある。教職員が児童生徒に対する教育に係る時間を少しでも多く確保するためにも、また、防犯対策上からも、これらの作業を保護者や地域の力を借りても学校で対応できないのであれば、教育委員会の関係課と連携して、必要な予算の確保も含めて、学校敷地の適切な管理を行うこと。【改善事項】	【措置済】 平成31年 3月29日 学校敷地内の樹木の管理は教育施設課による定期剪定のほか、教職員だけでなく保護者や地域ボランティア等の協力を得て行っている。平成30年度は、定期剪定の予算が拡大確保され、より適切な管理を行うことができた。これからも敷地内の樹木等の状況を見ながら、必要に応じて教育施設課と連携して学校敷地の適切な管理を行っていく。

<p>小中共通（3）財産管理について</p> <p>ア 設置から相当年数を経過した建物及び工作物の中には、屋根から雨漏りがする建物や、さびが浮いている鉄棒等が存在する。これからも財産の日常点検を徹底することにより、不具合等の早期発見に努め、関係課である教育施設課と協力して早期の改修・修理に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月12日</p> <p>建物や工作物については、定期的な安全点検の実施や日常の校内見回り等でその安全性を確認している。不具合等の早期発見に努めるよう、改めてこれらの点検を徹底した。今後も、教育施設課と連携して必要な対策を講じ、安全管理に努めていく。</p>
<p>イ 放送設備について、学校によっては、工事請負費で設置しているものがあり、備品台帳に記載されていたり、いなかったりして、備品に当たるのか工作物に当たるのか、区分が明確でない。教育委員会の関係課においては、導入コストを含めて発注方法を検討のうえ、財産区分を明確に整理して適正に台帳に記載し、適切な財産管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月12日</p> <p>放送設備の財産区分について教育委員会の関係課において検討がなされた結果、これから設置する放送設備において、放送機器本体を備品として台帳に記載することとなった。この台帳をもとに適切な財産管理を行っていく。</p>
<p>ウ 倉庫内に保管物品一覧表を表示しており、保管物品の変更があったときにその記載内容を改定しているとのことであるが、改定した日付も併せて表示するようにしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日</p> <p>倉庫内の保管物品に変更があった場合は、保管物品一覧表の記載内容を改定するとともに改定した日付を記載するように改めた。</p>
<p>小中共通（4）PTA等の団体に係る会計の管理について</p> <p>PTA等の団体の通帳と印鑑について、本来は団体において管理するのが望ましいが、団体の委任を受け、学校で管理している場合が多く見受けられる。学校に委任された場合には、事故の防止を図るため、原則として預金通帳と印鑑は別々に学校と団体で管理するなど、団体と協議して委任内容を書面で取り交わし、管理責任を明確にすること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 8月12日</p> <p>学校の管理に属さない会計について、学校に管理を任された場合には、預金通帳と印鑑の管理に関することなどを委任内容として書面に記載し、それを取り交わすなどして、管理責任が明確になるようにしていく。</p> <p>【措置済】 令和 2年 2月12日</p> <p>学校の管理に属さない会計について、学校に管理を任された場合には、団体と協議して委任内容を書面で取り交わすなど、管理責任が明確になるよう教育委員会から各校へ周知した。</p>
<p>小中共通（5）物品管理について</p> <p>文房具や用紙など未使用品について、物品ごとの保管場所を明確にし、繰越、入出庫及び在庫の数を記録して適切に管理すること。校長による抜き取り実査による牽制を行い、過剰在庫及び品質劣化の予防並びに盗難、濫用及び私的流用の防止を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月29日</p> <p>未使用の消耗品の管理については、大量に保管するものを中心に出入庫管理表を作成するとともに、校長の抜き取り実査による牽制を行い、適切な在庫管理を行っていくことを再度徹底した。</p>

<p>小中共通（6）経験の少ない教諭や講師に対する支援体制について</p> <p>経験の少ない教諭や常勤講師がクラス担任を受け持つ場合があり、とりわけ、児童生徒によるいじめや問題行動等に対する指導については、経験が重要となることから、これからも、校長、教頭及びベテラン教諭が中心となって、経験の少ない教諭や常勤講師をバックアップする体制を整え、1つのチームとして学校における様々な課題の解決に取り組んでいくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日</p> <p>経験の少ない教諭や講師だけに限らず、担任がクラスで起きた問題行動等を1人で抱え込むことのないように、学年や学年部で共有し、児童への聞き取りや家庭訪問を行う際は、複数で行う等体制を整えていく。また、教科指導・学年行事等については日常的に校内でOJTを推進していく。さらに、市の教育アドバイザーや教育支援課による若手指導も定期的に活用して指導力向上に努めていく。</p>
<p>小中共通（7）教室における照明環境について</p> <p>ア 同じ教室において蛍光灯の色が昼白色のものと昼光色のものとが設置され、ばらつきが見受けられた。学習環境の更なる向上のため、教育委員会の関係課と連携して教室における蛍光灯の色に関する統一的な基準の作成に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日</p> <p>日々の教科指導等について悩む教員に対し、市の教育アドバイザーが定期的に学校を訪問し、教科指導や児童生徒へのかかわり等について助言を行うことで、該当教員が自信をもって授業に臨む姿が見られるようになってきた。また、教育支援課の指導主事が若手教員を巡回して指導助言を行うことで、課題が大きくなる前に管理職と連携して、適切な対応を取ることができた。普段については校内において、ベテランや中堅教員が率先して若手教員にアドバイスをを行うなどOJTを進めるように働きかけていく。</p>
<p>イ 蛍光灯は、地震などの災害時に落下しても児童生徒に危険が発生しないよう飛散防止のものへの取替えを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月12日</p> <p>同じ教室において蛍光灯の色にばらつきがないように、同一教室内の蛍光灯の色は統一することとした。学校環境衛生基準に基づく学校薬剤師による教室内の照度検査を学校教育課と連携して定期的実施し、検査の結果が基準に満たない場合は必要な措置を講じることにより、学習環境の更なる向上に努めていく。</p>
<p>小中共通（8）防犯カメラの管理について</p> <p>ア 防犯カメラ装置（録画装置を含む。）が正常に作動しているか普段から確認するとともに、業者による点検も定期的実施すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月12日</p> <p>校舎の大規模改修工事や改築工事を行う時には、蛍光灯のLED化が進められており、同時に飛散防止対策もとられている。関係課において、今後さらにLED化及び飛散防止対策が進められるよう検討していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日</p> <p>防犯カメラ装置の動作状況を日頃から確認し、不具合等があった場合には、早急に教育委員会の関係課へ連絡することを改めて徹底した。業者による定期点検の実施については、今後予定されている機器の更新の際に関係課と協議していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日</p> <p>防犯カメラ装置の動作状況を日頃から確認し、不具合等があった場合には、早急に教育委員会の関係課へ連絡している。来年度機器の更新が予定されており、定期的な点検の実施については関係課で検討していく。</p>

<p>イ 一定期間（2週間以内）保存している画像データについて、その取扱者を限定することなどを改めて徹底し、学校長の下、引き続き厳正に管理するとともに、必要なときに見ることができるよう普段からその表示方法や表示画像の解像度を確認しておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 映像データについては「四日市市防犯カメラ運用基準」に基づいて取り扱うとともに、取扱者を限定し厳正に管理することを再度徹底した。また、その表示方法や表示画像の解像度を確認した。</p>
<p>ウ 防犯カメラの設置場所について、改めて必要なところに設置されているか検証すること。そのうえで必要であればカメラの増設など犯罪等の抑止につながる工夫を教育委員会の関係課に依頼し、児童生徒の安全を確保すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 防犯カメラの設置場所とその撮影範囲について確認し、改めて設置状況を検証した。その結果、新たなカメラの設置が必要な学校もあり、そのような学校については、老朽化した機器の更新計画に合わせて増設の要望を学校教育課に行っていくこととした。</p>
<p>小中共通（9）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。学校長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 内部事務管理については、年度初めの職員会議においてルールに基づいた事務執行の重要性や決裁の手順等について、根拠となる事柄を示して職員に意識づけを行っている。またミスの起きやすい箇所については、毎月の職員会議等で全職員に周知するなど牽制体制を整え、内部事務管理の徹底を図った。</p>
<p>小中共通（10）家庭の教育力の向上について 児童生徒の確かな学力の向上のためには、家庭の教育力の向上が大切であるが、教育は学校任せにする保護者が増えてきているのではないかと懸念される。学校だより等による保護者への児童生徒の学力や学習の状況の周知に加え、保護者が授業参観などの行事を通じて学校に来て、担任教諭等と話をする機会を増やすなどにより、家庭の教育力の向上への取組みを継続し強化すること。併せて、他校の取組みなどを参考に家庭の教育力の向上のための施策を研究すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 8月12日 ホームページや学校だより等による保護者への児童の学力や学習の状況の周知に加え、「家庭学習の手引き」などを作成し、保護者に配付することにより家庭学習が定着するよう働きかけている。また、授業参観など保護者が学校へ足を運ぶ行事を増やすことにより、担任教諭等による面談機会を増やすよう努め、児童が学習に集中できる環境づくりや励まし・支援などの協力依頼を強化する。併せて、他校の取組みなどを参考にするとともに、関係課とも連携して家庭の教育力の向上のための施策を研究し、家庭への啓発を進める。</p> <p>【措置済】 令和 2年 2月12日 家庭学習の意義や方法について「家庭学習の手引き」を配付したり、家庭教育に関する講座や講演会を実施するなど、家庭の教育力の向上に取り組んだ。また、各学校の取組みを校長会議などを通じて全学校で情報共有し、家庭の教育力の向上のための施策の研究に活かした。今後も引き続き、児童の学力や学習の状況など、必要な情報を家庭に発信し、それぞれの教育的な役割が十分発揮されるよう、双方向のコミュニケーションの充実を一層図っていくとともに、関係課とも連携して家庭の教育力の向上のための施策を研究し、家庭への啓発に取り組む。</p>

<p>小中共通（11）いじめ対策について</p> <p>各学校における独自の取組みについて、他校へ情報提供を図るとともに、他校の取組みも参考にしながら、引き続きいじめ対策を推進すること。また、関係機関や教育委員会及び子ども未来部の関係課との連携の更なる緊密化を図り、いじめの未然防止に引き続き努めること。</p> <p>【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日</p> <p>いじめ対策については、管理職のリーダーシップのもと、生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会で情報共有するとともに、節目節目でいじめに係る法的内容を学校全体で研修・確認する。各学校においては、児童会活動の中での取り組みや、道徳資料を活用した独自の取り組みについて、他校へ情報提供を図るとともに、様々な場において他校との情報交換を積極的に進め、引き続きいじめ対策を推進する。学校いじめ防止基本方針に則り、いじめ調査及びQ U調査(楽しい学校生活を送るためのアンケート)・教育相談等を活用し児童間の仲間関係にアンテナを高くし、学校として組織的に取り組む。併せて、今後も、関係機関や教育委員会及び子ども未来部関係課と、生徒指導定例会等を活用し、情報共有、連携の緊密化を図り、いじめの未然防止、早期対応、早期解決、再発防止に引き続き努める。</p>
<p>小中共通（12）特別支援教育について</p> <p>特別支援を必要とする児童生徒に対する教育について、あけぼの学園など関係機関と普段から連携を図り、必要なときにいつでも関係機関に相談することができ、作業療法士などの専門的な支援を受けられるような関係づくりを引き続き努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日</p> <p>校内各種委員会で必要な情報を共有するとともに、各学校における児童会及び生徒会活動の中での取り組みや、道徳資料を活用した独自の取り組みなど、他校との情報交換を行い、積極的にいじめ対策を進めた。学校いじめ防止基本方針に則り、いじめ調査及びQ U調査(楽しい学校生活を送るためのアンケート)・教育相談等を実施するなど、児童生徒間の仲間関係にアンテナを高くし、学校として組織的に取り組んだ。併せて、関係機関や教育委員会及び子ども未来部関係課と、生徒指導定例会等を活用し、情報共有、連携の緊密化を図った。引き続きいじめの未然防止に努め、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えていく。</p>
<p>小中共通（13）学校三師からの指導等について</p> <p>学校三師からの指導・指摘事項について、引き続き、学校において共有化を図るとともに保護者への案内・周知に取り組み、児童生徒の家庭においても浸透するような仕組みづくりを行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年11月30日</p> <p>児童の状況に応じて、あけぼの学園で行われている作業療法や言語療法等に教職員が同行し、作業療法士などから支援や指導の方法について助言をもらう機会を増やすなど普段から連携を図り、適時に適切な支援が受けられるような関係づくりに引き続き務めていく。</p> <p>【 措置済 】 平成30年11月30日</p> <p>学校における保健衛生や児童の健康に関して、学校三師からの有益な指導・指摘事項については、適宜職員に周知し、教育活動に生かしている。また、必要に応じて学校だよりや保健だより等を通じて保護者への周知に努め、情報共有を図っていくことを再確認した。</p>

<p>小中共通（14）学校教育アシスト事業について 基礎学力の向上ときめ細やかな学習指導を図るため、教科によって非常勤講師を配置する事業を行っている。配置される非常勤講師の中には経験豊かな退職教員もいることから、児童生徒の学力向上や人格形成を促したり、経験の少ない教諭に対して良い影響を与えたりして、効果を上げている。この事業の更なる充実を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 全県的に講師不足が大きな問題になっている中で、学校教育課は経験豊かな退職教員を非常勤講師としてできる限り多く任用できるよう取り組んでいく。学校はこのような経験豊かな非常勤講師の活躍の場を増やしたり、こうした経験豊かな講師の指導を手本に若手教員が優れた指導技術を学ぶ機会を確保するなど、今まで以上に児童に分かりやすい授業が提供できるようにして、学校教育アシスト事業のさらなる充実を図っていく。</p>
<p>小中共通（15）学校運営におけるコスト意識について 財政経営部の作成する施設別行政コスト計算書も参考にし、校長は、常に経営の視点、コスト意識を持った学校運営を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 全県的に講師不足が大きな問題になっている中で、学校教育課は経験豊かな退職教員を非常勤講師として可能な限り任用した。それにより、学校はこうした経験豊かな講師の指導を手本に若手教員が優れた指導技術を学ぶ機会を確保するなど人材育成を図ることができた。今後も子どもたちの確かな学力の定着に向けて、学校教育アシスト事業のさらなる充実を図っていく。さらに市の教育アドバイザーにも必要に応じて授業を参観し、アドバイスを受ける機会を作っていく。</p>
<p>（1）支出事務について ア 旅費の支出について、出張日の属する月の末日から相当期間（2～5か月）経過した後に支払いがなされていた事例が見受けられた。速やかに事務処理を行うこと。【改善事項】 【八郷小学校】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 校長は、財政経営部の作成する施設別行政コスト計算書に係る情報を参考にするなどし、配当予算や財産の有効活用の重要性について、校内予算委員会や打ち合わせの場を活用して日頃から教職員に対して意識づけを図っている。今後も施設別行政コスト計算書も参考にし、校長は、経営の視点を持って、より一層効果的な教育活動が行われるよう、学校運営に当たっていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 校長は、校内予算委員会や打ち合わせの場において、財政経営部の作成する施設別行政コスト計算書に係る情報を参考にするなどし、配当予算や財産の有効活用の重要性について教職員の意識の向上に努めた。今後も、校長は、経営の視点を持って学校運営に当たり、子どもの実態や地域の特色を生かした教育の充実を図っていく。</p>
<p>（1）支出事務について ア 旅費の支出について、出張日の属する月の末日から相当期間（2～5か月）経過した後に支払いがなされていた事例が見受けられた。速やかに事務処理を行うこと。【改善事項】 【八郷小学校】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年11月 2日 旅費の支出については、出張日の属する月の翌月には支払いができるよう、速やかな事務処理を行うことを再度徹底した。</p>

<p>イ 修繕料の支出について、起案文書に修繕前の写真は添付されていたが、修繕後の写真が添付されていない事例が見受けられた。修繕前及び修繕後の写真を添付すること。【改善事項】 【三重西小学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月2日 修繕後の写真が添付されていなかった支払い書類には、ただちに修繕後の写真を添付した。今後は写真の添付漏れのないよう、起案文書を回議する際に確認することを再度徹底した。</p>
<p>(2) 財産管理について ア 放送設備について、かなり年数が経過したものを使用しており、これまでに修理した部分もあるとのことである。防災面でも必要な設備であるため、教育委員会の関係課と連携し、設備の更新を検討すること。 【改善事項】 【桜台小学校】</p>	<p>【措置済】 令和元年8月12日 放送設備については相当年数が経過したものであるため、関係課において当該設備の更新について必要な措置を講じていく。</p>
<p>イ 工作物に係る現品と工作物台帳との照合記録において、照合結果の記載漏れが見受けられた。適切な照合記録を残すこと。【改善事項】 【桜小学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年3月29日 平成31年3月に工作物に係るすべての現品と工作物台帳の照合を行い、照合記録を作成した。</p>
<p>ウ 管理者が明確になっていない財産（石碑）が見受けられた。設置経緯等を教育施設課とともに調査し、管理者を明確にするとともに、学校敷地内における児童の安全確保のため、必要な措置を講じること。 【改善事項】 【保々小学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年12月21日 管理者が明確になっていない財産（石碑：慰霊塔）について、その設置経緯を調査したところ、軍人会と遺族会により建立されていることが確認できたが、管理者は明らかでない状況にある。学校敷地内にあり、児童の登校場所が近いと、注意書きとともに周囲にカラーコーン等を設置し安全対策を講じた。併せて、学校だよりでこのような対策と児童に指導を行ったことを知らせるとともに、ホームページにも同様の内容を掲載した。</p>
<p>(3) 登下校の安全確保について 児童の登下校について、集団登下校を行ったり、教職員、保護者及び地域の人による通学路における見守りを行ったりするなど、校区が広いと特にその安全確保に力を入れている。下校時には最後までどうしても児童1人にならざるを得ない状況が生じるため、引き続き「こどもをまもるいえ」などの制度も活用して、児童の登下校の安全確保に努めること。 【要望事項】 【小山田小学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年3月29日 児童の登下校時は地区ごとに集団登下校を実施したり、保護者や地域の方の見守り体制により安全確保に注力している。これについては、PTAは月1回の親子下校を実施し、学校とPTAとのあいさつ運動も月1回実施している。また、学校は、年に5回登下校指導を行うとともに、必要な時は、地区の巡回指導を行い、児童の安全確保に努めている。加えて、児童の危機回避行動への徹底を図るため、引き続き「こどもをまもるいえ」などの周知や利用方法など児童の視点に立った安全指導を実施する。</p>

<p>(4) 保護者や地域を巻き込んだ児童の学力の向上について 児童の学力や学習の状況について、学校だよりの配布などによる保護者への周知に加えて、ホームページへの掲載や地域への回覧などを通じた周知も行っている。これにより保護者だけでなく地域の人の声も多く学校に寄せられるようになり、それらの声を児童の学力の向上に活かしている。これをチャンスと捉え、学校のことを今まで以上にPRして、地域の人とともに更に児童にとって最適な教育環境を作っていくこと。【要望事項】 【保々小学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月29日 児童の学力や学習の状況について、学校だよりの配布などによる保護者への周知に加えて、ホームページへの掲載や地域への回覧などを通じた周知を行っている。これにより、保護者だけでなく地域全体からの支援をいただいている。平成30年度においては必要に応じて直接懇談する機会を持つなど、積極的に情報共有に努めた。今後も、地域や保護者から信頼され地域とともにある学校を目指していく。</p>
<p>【中学校】</p>	
<p>小中共通(1) 現金の管理について 集金で現金を受け取った場合は、即日、金融機関に入金し、学校において現金を保管しないようにすること。また、受領時には、複数の職員で確認するなど慎重に取り扱うよう再度徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 集金等の現金受領は、複数の職員で確認して受領するとともに、即日金融機関に入金し、学校に現金を保管しないようにすることを再度徹底した。</p>
<p>小中共通(2) 学校敷地の樹木等の管理について 学校敷地内には多くの樹木が植樹されており、教育委員会の関係課においてその剪定や伐採を定期的に行っているが、それで足りない部分については教職員や地域の方々などの協力により行われている。また、学校敷地内の除草作業も、教職員だけでなく保護者や地域の方々などの協力により行われているが、行き届いていない状況にあり、防犯対策上も課題が生じているところもある。教職員が児童生徒に対する教育に係る時間を少しでも多く確保するためにも、また、防犯対策上からも、これらの作業を保護者や地域の力を借りても学校で対応できないのであれば、教育委員会の関係課と連携して、必要な予算の確保も含めて、学校敷地の適切な管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月29日 学校敷地内の樹木の管理は教育施設課による定期剪定のほか、教職員だけでなく保護者や地域ボランティア等の協力を得て行っている。平成30年度は、教育施設課において予算を確保し、より多くの樹木が定期剪定の対象とされ、樹木等のより適せるな管理を行うことができた。これからも敷地内の樹木等の状況を見ながら、必要に応じて教育施設課と連携して学校敷地の適切な管理を行っていく。</p>
<p>小中共通(3) 財産管理について ア 設置から相当年数を経過した建物及び工作物の中には、屋根から雨漏りがする建物や、さびが浮いている鉄棒等が存在する。これからも財産の日常点検を徹底することにより、不具合等の早期発見に努め、関係課である教育施設課と協力して早期の改修・修理に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月12日 建物や工作物については、定期的な安全点検の実施や日常の校内見回り等でその安全性を確認している。不具合等の早期発見に努めるよう、改めてこれらの点検を徹底した。今後も、教育施設課と連携して必要な対策を講じ、安全管理に努めていく。</p>
<p>イ 放送設備について、学校によっては、工事請負費で設置しているものがあり、備品台帳に記載されていたり、いなかったりして、備品に当たるのか工作物に当たるのか、区分が明確でない。教育委員会の関係課においては、導入コストを含めて発注方法を検討のうえ、財産区分を明確に整理して適正に台帳に記載し、適切な財産管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月12日 放送設備の財産区分について教育委員会の関係課において検討がなされた結果、これから設置する放送設備において、放送機器本体を備品として台帳に記載することとなった。この台帳をもとに適切な財産管理を行っていく。</p>

<p>ウ 倉庫内に保管物品一覧表を表示しており、保管物品の変更があったときにその記載内容を改定しているとのことであるが、改定した日付も併せて表示するようにしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 倉庫内の保管物品に変更があった場合は、保管物品一覧表の記載内容を改定するとともに改定した日付を記載するように改めた。</p>
<p>小中共通（4）PTA等の団体に係る会計の管理について PTA等の団体の通帳と印鑑について、本来は団体において管理するのが望ましいが、団体の委任を受け、学校で管理している場合が多く見受けられる。学校に委任された場合には、事故の防止を図るため、原則として預金通帳と印鑑は別々に学校と団体に管理するなど、団体と協議して委任内容を書面で取り交わし、管理責任を明確にすること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和元年8月12日 学校の管理に属さない会計について、学校に管理を任された場合には、預金通帳と印鑑の管理に関する事などを委任内容として書面に記載し、それを取り交わすなどして、管理責任が明確になるようにしていく。</p> <p>【措置済】 令和2年2月12日 学校の管理に属さない会計について、学校に管理を任された場合には、団体と協議して委任内容を書面で取り交わすなど、管理責任が明確になるよう教育委員会から各校へ周知した。</p>
<p>小中共通（5）物品管理について 文房具や用紙など未使用品について、物品ごとの保管場所を明確にし、繰越、入出庫及び在庫の数を記録して適切に管理すること。校長による抜き取り実査による牽制を行い、過剰在庫及び品質劣化の予防並びに盗難、濫用及び私的流用の防止を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年3月29日 未使用の消耗品の管理については、大量に保管するものを中心に出入庫管理表を作成するとともに、校長の抜き取り実査による牽制を行い、適切な在庫管理を行っていくことを再度徹底した。</p>
<p>小中共通（6）経験の少ない教諭や講師に対する支援体制について 経験の少ない教諭や常勤講師がクラス担任を受け持つ場合があり、とりわけ、児童生徒によるいじめや問題行動等に対する指導については、経験が重要となることから、これからも、校長、教頭及びベテラン教諭が中心となって、経験の少ない教諭や常勤講師をバックアップする体制を整え、1つのチームとして学校における様々な課題の解決に取り組んでいくこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和元年8月12日 経験の少ない教諭や講師だけに限らず、担任がクラスで起きた問題行動等を1人で抱え込むことのないように、学年や学年部で共有し、生徒への聞き取りや家庭訪問を行う際は、複数で行う等体制を整えていく。また、教科指導・学年行事等については日常的に校内でOJTを推進していく。さらに、市の教育アドバイザーや教育支援課による若手指導も定期的に活用して指導力向上に努めていく。</p> <p>【措置済】 令和2年2月12日 日々の教科指導等について悩む教員に対し、市の教育アドバイザーが定期的に学校を訪問し、教科指導や児童生徒へのかかわり等について助言を行うことで、該当教員が自信をもって授業に臨む姿が見られるようになってきた。また、教育支援課の指導主事が若手教員を巡回して指導助言を行うことで、課題が大きくなる前に管理職と連携して、適切な対応を取ることができた。普段については校内において、ベテランや中堅教員が率先して若手教員にアドバイスをを行うなどOJTを進めるように働きかけていく。</p>

<p>小中共通（7）教室における照明環境について ア 同じ教室において蛍光灯の色が昼白色のものと昼光色のものとが設置され、ばらつきが見受けられた。学習環境の更なる向上のため、教育委員会の関係課と連携して教室における蛍光灯の色に関する統一的な基準の作成に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月12日 同じ教室において蛍光灯の色にばらつきがないように、同一教室内の蛍光灯の色は統一することとした。学校環境衛生基準に基づく学校薬剤師による教室内の照度検査を学校教育課と連携して定期的実施し、検査の結果が基準に満たない場合は必要な措置を講じることにより、学習環境の更なる向上に努めていく。</p>
<p>イ 蛍光灯は、地震などの災害時に落下しても児童生徒に危険が発生しないよう飛散防止のものへの取替えを進めること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月12日 校舎の大規模改修工事や改築工事を行う時には、蛍光灯のLED化が進められており、同時に飛散防止対策もとられている。関係課において、今後さらにLED化及び飛散防止対策が進められるよう検討していく。</p>
<p>小中共通（8）防犯カメラの管理について ア 防犯カメラ装置（録画装置を含む。）が正常に作動しているか普段から確認するとともに、業者による点検も定期的実施すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 8月12日 防犯カメラ装置の動作状況を日頃から確認し、不具合等があった場合には、早急に教育委員会の関係課へ連絡することを改めて徹底した。業者による定期点検の実施については、今後予定されている機器の更新の際に関係課と協議していく。</p> <p>【継続努力】 令和 2年 2月12日 防犯カメラ装置の動作状況を日頃から確認し、不具合等があった場合には、早急に教育委員会の関係課へ連絡している。来年度機器の更新が予定されており、定期的な点検の実施については関係課で検討していく。</p>
<p>イ 一定期間（2週間以内）保存している画像データについて、その取扱者を限定することなどを改めて徹底し、学校長の下、引き続き厳正に管理するとともに、必要などきに見ることができるよう普段からその表示方法や表示画像の解像度を確認しておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 7日 映像データについては「四日市市防犯カメラ運用基準」に基づいて取り扱うとともに、取扱者を限定し厳正に管理することを再度徹底した。また、その表示方法や表示画像の解像度を確認した。</p>
<p>ウ 防犯カメラの設置場所について、改めて必要などころに設置されているか検証すること。そのうえで必要であればカメラの増設など犯罪等の抑止につながる工夫を教育委員会の関係課に依頼し、児童生徒の安全を確保すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 防犯カメラの設置場所とその撮影範囲について確認し、改めて設置状況を検証した。その結果、新たなカメラの設置が必要な学校もあり、そのような学校については、老朽化した機器の更新計画に合わせて増設の要望を学校教育課に行っていくこととした。</p>
<p>小中共通（9）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。学校長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 内部事務管理については、年度初めの職員会議においてルールに基づいた事務執行の重要性や決裁の手順等について、根拠となる事柄を示して職員に意識づけを行っている。またミスの起きやすい箇所については、毎月の職員会議等で全職員に周知するなど牽制体制を整え、内部事務管理の徹底を図った。</p>

<p>小中共通（10）家庭の教育力の向上について</p> <p>児童生徒の確かな学力の向上のためには、家庭の教育力の向上が大切であるが、教育は学校任せにする保護者が増えてきているのではないかと懸念される。学校だより等による保護者への児童生徒の学力や学習の状況の周知に加え、保護者が授業参観などの行事を通じて学校に来て、担任教諭等と話をする機会を増やすなどにより、家庭の教育力の向上への取組みを継続し強化すること。併せて、他校の取組みなどを参考に家庭の教育力の向上のための施策を研究すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日</p> <p>ホームページや学校だより等による保護者への生徒の学力や学習の状況の周知に加え、「家庭学習の手引き」などを作成し、保護者に配付することにより家庭学習が定着するよう働きかけている。また、授業参観など保護者が学校へ足を運ぶ行事を増やすことにより、担任教諭等による面談機会を増やすよう努め、児童が学習に集中できる環境づくりや励まし・支援などの協力依頼を強化する。併せて、他校の取組みなどを参考にするとともに、関係課とも連携して家庭の教育力の向上のための施策を研究し、家庭への啓発を進める。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日</p> <p>家庭学習の意義や方法について「家庭学習の手引き」を配付したり、家庭教育に関する講座や講演会を実施するなど、家庭の教育力の向上に取り組んだ。また、各学校の取組みを校長会議などを通じて全学校で情報共有し、家庭の教育力の向上のための施策の研究に活かした。今後も引き続き、児童生徒の学力や学習の状況など、必要な情報を家庭に発信し、それぞれの教育的な役割が十分発揮されるよう、双方向のコミュニケーションの充実を一層図っていくとともに、関係課とも連携して家庭の教育力の向上のための施策を研究し、家庭への啓発に取り組む。</p>

<p>小中共通（11）いじめ対策について 各学校における独自の取組みについて、他校へ情報提供を図るとともに、他校の取組みも参考にしながら、引き続きいじめ対策を推進すること。また、関係機関や教育委員会及びこども未来部の関係課との連携の更なる緊密化を図り、いじめの未然防止に引き続き努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 いじめ対策については、管理職のリーダーシップのもと、生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会で情報共有するとともに、節目節目でいじめに係る法的内容を学校全体で研修・確認する。各学校においては、生徒会活動の中での取り組みや、道徳資料を活用した独自の取り組みについて、他校へ情報提供を図るとともに、様々な場において他校との情報交換を積極的に進め、引き続きいじめ対策を推進する。学校いじめ防止基本方針に則り、いじめ調査及びQ U調査(楽しい学校生活を送るためのアンケート)・教育相談等を活用し児童間の仲間関係にアンテナを高くし、学校として組織的に取り組む。併せて、今後も、関係機関や教育委員会及びこども未来部関係課と、生徒指導定例会等を活用し、情報共有、連携の緊密化を図り、いじめの未然防止、早期対応、早期解決、再発防止に引き続き努める。</p>
<p>小中共通（12）特別支援教育について 特別支援を必要とする児童生徒に対する教育について、あけぼの学園など関係機関と普段から連携を図り、必要なときにいつでも関係機関に相談することができ、作業療法士などの専門的な支援を受けられるような関係づくりを引き続き努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 校内各種委員会で必要な情報を共有するとともに、各学校における児童会及び生徒会活動の中での取り組みや、道徳資料を活用した独自の取組みなど、他校との情報交換を行い、積極的にいじめ対策を進めた。学校いじめ防止基本方針に則り、いじめ調査及びQ U調査(楽しい学校生活を送るためのアンケート)・教育相談等を実施するなど、児童生徒間の仲間関係にアンテナを高くし、学校として組織的に取り組んだ。併せて、今後も、関係機関や教育委員会及びこども未来部関係課と、生徒指導定例会等を活用し、情報共有、連携の緊密化を図った。引き続きいじめの未然防止に努め、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えていく。</p>
<p>小中共通（13）学校三師からの指導等について 学校三師からの指導・指摘事項について、引き続き、学校において共有化を図るとともに保護者への案内・周知に取り組み、児童生徒の家庭においても浸透するような仕組みづくりを行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年11月30日 生徒の状況に応じて、あけぼの学園で行われている作業療法や言語療法等に教職員が同行し、作業療法士などから支援や指導の方法について助言をもらう機会を増やすなど普段から連携を図り、適時に適切な支援が受けられるような関係づくりに引き続き務めていく。</p> <p>【 措置済 】 平成30年11月30日 学校における保健衛生や生徒の健康に関して、学校三師からの有益な指導・指摘事項については、適宜職員に周知し、教育活動に生かしている。また、必要に応じて学校だよりや保健だより等を通じて保護者への周知に努め、情報共有を図っていくことを再確認した。</p>

<p>小中共通（14）学校教育アシスト事業について 基礎学力の向上ときめ細やかな学習指導を図るため、教科によって非常勤講師を配置する事業を行っている。配置される非常勤講師の中には経験豊かな退職教員もいることから、児童生徒の学力向上や人格形成を促したり、経験の少ない教諭に対して良い影響を与えたりして、効果を上げている。この事業の更なる充実を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 全県的に講師不足が大きな問題になっている中で、学校教育課は経験豊かな退職教員を非常勤講師としてできる限り多く任用できるよう取り組んでいく。学校はこのような経験豊かな非常勤講師の活躍の場を増やしたり、こうした経験豊かな講師の指導を手本に若手教員が優れた指導技術を学ぶ機会を確保するなど、今まで以上に生徒に分かりやすい授業が提供できるようにして、学校教育アシスト事業のさらなる充実を図っていく。</p>
<p>小中共通（15）学校運営におけるコスト意識について 財政経営部の作成する施設別行政コスト計算書も参考にし、校長は、常に経営の視点、コスト意識を持った学校運営を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 全県的に講師不足が大きな問題になっている中で、学校教育課は経験豊かな退職教員を非常勤講師として可能な限り任用した。それにより、学校はこうした経験豊かな講師の指導を手本に若手教員が優れた指導技術を学ぶ機会を確保するなど人材育成を図ることができた。今後も子どもたちの確かな学力の定着に向けて、学校教育アシスト事業のさらなる充実を図っていく。さらに市の教育アドバイザーにも必要に応じて授業を参観し、アドバイスを受ける機会を作っていく。</p>
<p>(1) 財産管理について ア 備品ラベルは、点検・照合が行いやすいよう、できる限り目に付きやすい箇所に貼付すること。【改善事項】 【楠中学校】 【桜中学校】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 校長は、財政経営部の作成する施設別行政コスト計算書に係る情報を参考にし、配当予算や財産の有効活用の重要性について、校内予算委員会や打ち合わせの場を活用して日頃から教職員に対して意識づけを図っている。今後も施設別行政コスト計算書も参考にし、校長は、経営の視点を持って、より一層効果的な教育活動が行われるよう、学校運営に当たっていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 校長は、校内予算委員会や打ち合わせの場において、財政経営部の作成する施設別行政コスト計算書に係る情報を参考にし、配当予算や財産の有効活用の重要性について教職員の意識の向上に努めた。今後も、校長は、経営の視点を持って学校運営に当たり、子どもの実態や地域の特色を生かした教育の充実を図っていく。</p> <p>【 措置済 】 平成30年11月 7日 備品ラベルが容易に確認できなかったものは、直ちに担当者が確認しやすい位置に貼付した。備品実査時に備品ラベルが目につきやすい箇所に貼付されているかについても確認し、必要な場合は貼り替えを行った。</p>

<p>イ 備品台帳と現物の照合確認において、体育館にある椅子と机は、当年度における校長の抜き取り実査の対象とせず、翌年度に抜き取り実査を行う計画にしていた。抜き取り実査は、内部牽制のために行うものであり、その方法を見直し、適切なものとする。【改善事項】 【朝明中学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月29日 備品台帳と現物の照合確認における校長の抜き取り実査については、内部牽制のため、年度等で対象備品を限定せずに実施することを徹底した。</p>
<p>ウ 土地、建物及び工作物に係る実査記録について、それぞれの財産区分ごと一括した記録となっており、財産ごとの記録となっていなかった。実査を行ったときは財産ごと（建物であれば建物1棟ごと）にその記録を残すこと。【改善事項】 【保々中学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月29日 土地、建物及び工作物に係る実査記録について、財産ごとの記録を残すよう改め、平成31年3月に記録を残した。</p>
<p>(2) 駐車場について グラウンドに隣接した場所を駐車場として利用しているが、車止めがない。生徒及び職員の安全を確保するため適切に対処すること。 【改善事項】 【三重平中学校】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 8月12日 駐車場として利用している場所について、生徒と職員の双方の安全が確保できるような対処策について関係課と協議を行い、10月に車止めが設置されることになった。</p>
	<p>【措置済】 令和 元年10月31日 駐車場として利用している場所について、生徒と職員の双方の安全が確保できるような対処策について関係課と協議した結果、車止めが設置された。職員、生徒には改めて注意喚起を行った。</p>
<p>(3) 学校敷地の管理について 学校敷地に隣接する山林の樹木が、台風などにより枝が折れてその枝が学校敷地に飛んで来たり、幹が学校敷地側に倒れかけてきたりしていた。学校敷地の安全確保のため、山林の適切な維持管理について、引き続き絶えず地主に働きかけを行うこと。【改善事項】 【朝明中学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月20日 学校敷地の安全確保のため、隣接する山林の適切な維持管理について、地主に働きかけていくことを再徹底した。</p>
<p>(4) 契約事務について 放送設備の更新に伴い、以前の設備に必要な配線が不要となったが、そのままの状態垂れ下がっていた事例が見受けられた。不要となった配線の処理についても契約内容としたうえで、適切に処理されているかについて請負工事又は委託業務の完了時に確認すること。【改善事項】 【三重平中学校】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月29日 放送設備の更新に伴い、不要となった配線については撤去し、金属プレートで該当箇所を覆い適切な処理を施した。今後、設備の更新を行う際は、更新前の機器だけでなく、不要となった配線等についても併せて撤去することをその契約内容とし、完了時にその確認を行うことを関係課と確認を行った。</p>

<p>(5) 備品の購入について 備品の購入における発注にあたり、複数の業者から見積りを徴取しているが、見積りを辞退した業者が複数に上るものが見受けられた。辞退理由を確認し、それを踏まえてより適切な業者選定を行うこと。【改善事項】 【三重平中学校】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月7日 見積りを辞退した理由を確認したところ、依頼のあった物品を取り扱っていないというものが複数の業者において、見受けられた。見積もり依頼をする際には依頼物品の取扱業者か否かの確認を徹底し、今後このようなことがないように、適切な事務処理に努めていくことを確認した。</p>
<p>(6) 部活動について 生徒数の減少により教職員数が減少しているにもかかわらず、クラブ数は減らず、部活動の顧問を務める教職員の負担となっている。学校としては、クラブ数の段階的縮小を図ることにより対応を行っていく方針をとっているが、一方で生徒の可能性を閉ざすことにもなるため、他校とも連携をとりながら存続できる部活動はしっかりと残しながら、教職員の負担軽減に引き続き努めること。【要望事項】 【桜中学校】</p>	<p>【継続努力】 令和元年8月12日 他校との連携については、既に2つの部が他校と合同チームの編成を実施している。しかしながら、部の解消を並行して実施していかなければならないほど教職員の負担は増大している。今後は、生徒の可能性に配慮しつつ、各種部活動ガイドラインに準拠するとともに、文部科学省から示されている勤務時間管理の方針を踏まえ、教職員の負担軽減を図っていく。</p> <p>【措置済】 令和2年2月12日 部活動検討委員会を通して、部活動の意義や現状と課題、さらに部活動の適正な運営について協議を進めるとともに、「四日市市部活動ガイドライン」の見直しを図ってきた。また、部活動における技術面の指導や練習時間等に負担を感じている教員の負担を軽減し教員が勤務時間内に担うべき仕事に従事できるよう部活動協力員を3校に配置し、効果検証行ってきた。新たに「部活動あり方検討委員会」を立ち上げ、部活動指導員導入による効果検証を進めるなど、生徒の可能性に配慮しながら、部活動の顧問を務める教職員の負担軽減に努めていく。</p>